

年休裁判は今こうなっている18

なぜ年休が入らないの？

私たちはこの間進行協議で求めたのは
なぜ年休が入らないのですか？

その理由を求めているだけなのに
会社の準備書面(14)の内容の1部

前回裁判長から、「日本の大動脈と社会基盤の発展に貢献する」と言う役割はわかりました。しかし、同じことをまた記載されていました。

会社は、業務遂行体制のためについてと、例として「大正14年11月の品川車掌駐在所電車車掌行路の抜粋を出して現在に至るまで定着している」???

計画的な交番順序を定め、それを一定の期間で循環させながら行路を各乗務員に対して指定する手法は、大正15年に我が国が初めての乗務員勤務の規範の一つとして当時の国有鉄道各鉄道局運転課長の「申合せ」を元に制定された「蒸気機関車、電気機関車及気動車乗務員ノ仕業……」には既に定められている。つまり、交番順序に基づき計画的に乗務員に対して勤務を割り振ることは、行路の存在と共に、我が国の鉄道業界において約100年にわたり定着している仕組みなのである???

何が言いたいのか？大正時代を出してきたのか？わからない???

大正時代の事は絶対的要員不足を認めない理由？

会社の使命・サービスの提供などそこには反論はしない。大正時代のことを持ち出す意図は？全く求釈明の答えにならない！ただ言い訳に過ぎない！

臨行路だ！連続休暇だ！特認休暇だ！年休順位制度だ！理由にならない！

時季変更権を行使した理由、なぜ！年休が入らないか？それを聞きたい！

裁判長も我々も年休が入らない正当な理由を確認したいだけである！